

## 宝塚市福祉タクシー料金助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度心身障<sup>がい</sup>者（児）又は高齢者（以下「障害者等」という。）が移動手段としてタクシーを利用する場合にその費用の一部を助成することにより、障害者の社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

### (助成の対象者)

第2条 この要綱により助成が受けられる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 宝塚市内に住所を有する者

(2) 身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級及び2級のもの並びに障害の程度が3級のもののうち、障害名が呼吸機能障害又は心臓機能障害であり、かつ、在宅酸素治療のもの、障害の程度が3級のものうち、障害名がじん臓機能障害であり、かつ、人工透析治療中のもの、療育手帳所持者で障害の程度が重度のもの、精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級のもの又は要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条に基づく要介護4及び5の認定を受けた在宅高齢者等

(3) 助成対象となる月の属する年度（助成対象となる月が1月から7月までの間にあっては前年度）分の障害者等の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税所得割の課税額が23万5千円未満である者（当該障害者等が満18歳に満たない者である場合にあっては、その主たる扶養義務者の市民税所得割の課税額が46万円未満である者）

2 この項の所得割の額を算定する場合には、次によること。

ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

イ 地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第2項第3号に規定する一般乗用旅客自動車運送業を営業者（以下「タクシー会社」という。）のうち、本市と契約したタクシー会社が運行する事業用自動車（以下「タクシー」という。）を対象者が利用する場合に、その利用料金の一部として基本料金相当額を助成するものとする。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書を市長に提出しなければならない。

(利用券の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

2 利用券の交付は、1月当たり4枚とする。ただし、身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級から3級までのもののうち、障害名がじん臓機能障害であり、かつ、人工透析治療中のものについては、1月当たり8枚とする。

(利用券の有効期限)

第6条 利用券の有効期限は、8月1日（8月1日以降に申請した者については交付した日）から翌年の7月31日までとする。

(利用券の利用方法)

第7条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、タクシーを利用するときは、利用券を乗務員に提出し、利用料金から基本料金相当額を控除した額を支払うものとする。

2 身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者にあつては、タクシーを利用するときは、身体障害者手帳又は療育手帳を携行し、乗務員の請求に応じて提示するものとする。

(利用券の紛失、破損等の届出)

第8条 利用者は、利用券を紛失、破損又は汚損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用券の再交付)

第9条 利用券は、再交付しない。ただし、市長は、前条の規定による届出の事由がやむをえないものと認めるときは、再交付することができる。

(利用券の譲渡又は貸与の禁止)

第10条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用券の返還等)

第11条 次の各号の一に該当するときは、利用者又はその代理人は、速やかに利用券を市長に返還しなければならない。

(1) 利用者が第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 利用券の有効期限が経過したとき。

(3) その他利用券が不要になったとき。

(利用券の不正使用の禁止等)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段によって利用券の交付を受け、又は不正に利用した者がある場合は、その者に対し利用券の返還を求めるとともに、既に使用した利用券があるときは、当該不正使用に係る助成金額について返還を命じ、以後、利用券の交付を停止することができる。

(様式)

第13条 この要綱に規定する福祉タクシー利用券交付申請書等の様式は、別に市長が定める。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に、利用券の交付を受けている者に付いては、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。